



JASDAQ

平成 28 年 2 月 24 日

各 位

株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子
(JASDAQ・コード番号 8186)
問い合わせ先
総務部長 三間 博之
電話 03-5530-4321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 24 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えて、事業目的を改定するものであります。
内容といたしましては、(1)の「家具、寝具及び室内装飾品の販売」に「並びにこれに関連する物品の製造及び加工」を追加するとともに、(6)「骨董品及びリユース家具の販売並びにこれに関連する物品の買取り及び下取り」を新設するものであります。
- (2) 単元未満株式を有する株主様の利便性を高めることを目的として、第 10 条（単元未満株式の売渡請求）を新設し、現行定款第 10 条（株式取扱規程）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、併せて、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、現行定款第 31 条（取締役の責任免除）及び第 42 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。
なお、第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第 35 条第 3 項の根拠条文の項数が変更となりましたので、所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、全般にわたり、規定の明確化、必要な文言の加除及び修正、構成の整理、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 28 年 3 月 25 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 3 月 25 日

以 上

(別紙)

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
(商号) 第 1 条 当社は株式会社大塚家具と称し、英文ではOTSUKA KAGU, LTD. とする。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社大塚家具</u> と称し、英文ではOTSUKA KAGU, LTD. とする。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 家具、寝具及び室内装飾品の販売 (新設) (6) ~ (19) (条文省略) (20) <u>上記に附帯する一切の業務</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 家具、寝具及び室内装飾品の販売並びにこれに関連する物品の製造及び加工 <u>(6) 骨董品及びリユース家具の販売並びにこれに関連する物品の買取り及び下取り</u> (7) ~ (20) (現行どおり) <u>(21) 以上前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>
(本店の所在地) 第 3 条 当社の本店は東京都江東区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第 3 条 当社の本店は、 <u>東京都江東区</u> に置く。 <u>(機関)</u>
(公告方法) 第 4 条 (条文省略)	第 4 条 当社は、 <u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は4,300万株とする。	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,300</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の <u>1単元</u> の株式数は、100 株とする。	(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により</u> 、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(単元未満株式の権利制限) 第 8 条 (条文省略) (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (新設) (新設)	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
	(単元未満株式の権利制限) 第 9 条 (現行どおり) (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の売渡請求)</u>
	第 10 条 当社の株主は、 <u>株式取扱規程に定めるところにより</u> 、その有する単元未満株

現行定款	変更定款案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条</p> <p>1. 当社は株主名簿管理人を置く。 (新 設)</p>	<p><u>式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を当会社に対し、売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。 3. <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての</u><u>手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 <u>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関する事務手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基 準 日)</p> <p>第 11 条</p> <p>1. 当社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項<u>その他本定款に定めがある場合のほか</u>、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</p>
<p>(招 集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>第 13 条～第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 15 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第 18 条 当社は取締役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p>
<p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条</p>
<p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>2. 代表取締役は、<u>会社</u>を代表し、会社の業務を執行する。</p>
<p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名<u>及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議によって相談役を置くことができる。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、</u>取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</p>
<p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>取締役の全員</u>が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は<u>本定款</u>に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条</p>
<p>1. 当社は、取締役会の決議によって、</p>	<p>1. 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項</u>の規</p>

現行定款	変更定款案
<p><u>取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	<p><u>定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第 32 条 当社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の任期)</p>	<p>第 35 条 (監査役の任期)</p>
<p>第 35 条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p>	<p>第 35 条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p>
<p>第 36 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の議事録)</p>	<p>第 36 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の議事録)</p>
<p>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならびに</u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。 (監査役会規程)</p>	<p>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。 (監査役会規程)</p>
<p>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の責任免除)</p>	<p>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は<u>本定款</u>に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (監査役の責任免除)</p>
<p>第 42 条</p> <p>1. 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と</u></p>	<p>第 42 条</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>して免除することができる。</p> <p>2. 当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>43</u> 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>第 <u>44</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>43</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>第 <u>45</u> 条</p>	<p>第 <u>44</u> 条</p>
<p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p>
<p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>2. 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>第 <u>47</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>46</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p>	<p>(期末配当金)</p>
<p>第 <u>48</u> 条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第 <u>47</u> 条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>
<p>第 <u>49</u> 条～第 <u>50</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>48</u> 条～第 <u>49</u> 条 (現行どおり)</p>